

## 寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（三井物産 2 回目）

日 時 平成 14 年 12 月 17 日（火） 10:00～16:00

場 所 神奈川県庁分庁舎（財産管理課分室）

### 【ヒアリング項目】

- 1 土地関連（土壌汚染）＜実施方針 P.12 関係＞
- 2 県企業庁にて付保される保険の内容について  
＜実施方針 P.3 実施方針等に関する質問への回答 No.4 関係＞
- 3 法令変更及び不可抗力事由が発生した場合の対応及び契約などの変更に関する協議について＜特定事業契約書（素案）第 26、53、67、70 条関係＞
- 4 大規模修繕の定義について＜特定事業契約書（素案）第 33 条関係＞
- 5 基準金利の確定日＜実施方針添付資料 8 関係＞
- 6 本件工事費等＜特定事業契約書（素案）第 1 条(49)関係＞
- 7 不可抗力・法令変更以外で関係者協議会での協議がまとまらない場合の対応  
＜特定事業契約書（素案）関係＞
- 8 業務報告書等の記載項目について＜特定事業契約書（素案）第 45 条関係＞
- 9 契約解除時の県企業庁の支払いタイミング＜特定事業契約書（素案）関係＞
- 10 オペレーションマニュアルその他の書類の内容について  
＜特定事業契約書（素案）第 61 条関係＞
- 11 新設施設の完成検査・完工確認・引渡しの条件について  
＜特定事業契約書（素案）第 27～30 条関係＞

### 【ヒアリング結果】

- 1 土地関連（土壌汚染）＜実施方針 P.12 関係＞

＜三井物産＞

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No. 20 では、土壌汚染が判明した場合には県企業庁の費用負担にて汚染処理して頂ける旨の御説明がなされていますが、事業開始後に土壌汚染が発覚して円滑な事業推進に実際に影響が生じた場合のことを考え、以下を御検討頂きたいと思えます。

- (1) 特定事業契約書において、事業用地には土壌汚染がないこと、事業期間中に県企業庁の責任による土壌汚染などが発覚した場合の措置を明確に示して頂くこと

本事業契約を締結する上で事業用地に土壌汚染がないことは事業者にとっては確認しておくべき事項であり、また事業期間中に万が一土壌汚染が発生した場合に、事前に対応策を決めておかない限り、その時点での協議が整わず事業継続が困難になる可能性があります。

よって、契約書において以下を御記載頂くことの検討をお願いいたします。

事業用地には土壌汚染がないことの明示

県企業庁の責任及び表明（文言要検討）の中で、事業用地には土壌汚染がないことを明示して頂くことの御検討をお願いいたします。

事業期間中に県企業庁の責任による土壌汚染が発覚した場合の措置

契約に以下のような文言を加えて頂きたくお願い申し上げます。

「県企業庁の責任による土壌汚染が発覚した場合には、以下の対応を取るものとする。

ア 事業者は、当該土壌汚染が発覚し事業継続が困難と判断した場合には、県企業庁に対し速やかに事業者の認識している土壌汚染の発生状況を報告するものとする。県企業庁は事業者からの連絡を受けた場合は、必要に応じ事業者とともに速やかに調査を行い、土壌汚染の回復に要する期間と県企業庁が土壌汚染の回復に要する費用を定め、これらを事業者に連絡する。

イ 事業者は県企業庁からの土壌汚染回復に要する期間と費用に関する連絡を受けた場合、以下の何れかの対応を選択するものとする。

ア) 県企業庁に土壌汚染の回復をしてもらうこととする。

イ) 事業者が、県企業庁から連絡を受けた期間及び費用内で土壌汚染の回復を行い、回復に事業者が要した費用は、県企業庁から連絡した金額の範囲内である場合には、県企業庁は事業者の請求通りに支払うものとする。なお、この場合、県企業庁は県企業庁の費用において土壌汚染回復の検査を行うことができるものとする。

ウ) 県企業庁から提示された期間等を原因として事業継続が困難となる場合には、事業者は本契約を解除することができる。その場合には、県企業庁は施設代金の残金に加え事業者がその時点で締結している契約を解消するためのコスト等、事業者が本契約解除に伴い必要とする本件事業から発生した全ての債務に相当する額を事業者に支払うものとする。

なお、事業者は土壌汚染が発生した時点以降に脱水施設の運転の継続が困難と判断する場合には、困難と判断する原因が取り除かれるまではいつでも運転を停止することができるものとし、県企業庁は本理由によりサービス購入料支払のペナルティに該当する事態が発生した場合には、ペナルティとして取り扱うことができないものとし、サービス購入料の全額を継続して事業者を支払うものとする。」

## (2) 事業開始時点での調査

本事業用地には近くにPCB保管施設があることもあり、事業開始時点において、事業期間中に土壌汚染が発生する原因となりうるものがあるかどうか等を、県企業庁と事業者が共同で調査することが必要と考えます。この調査結果は、事業期間中に万が一土壌汚染が発覚した際に、当該汚染の原因が事業者にあるかどうか等を判断する上で極めて重要となると考えます。

なお、この費用に関しては事業者が負担するのであれば各事業者間で入札の際の価格差とならないように、入札書類において事業者の負担である旨を明確化して頂き、県企業庁が自らの御負担で行う場合にも入札書類で明記すべきと存じますので、併せて御検討頂きたくお願いいたします。

### < 県企業庁 >

- ・ 検討はしてみますが、万が一土壌汚染があった場合でも、事業の継続が第一なので、事業継続に関する決定権は県企業庁が持つものであり、事業者側には契約解除のオプションを付与する考えはありません。
- ・ 県企業庁としては、PCBは適正管理していますし、事業用地は旧第一浄水場跡地

ですので、土壌汚染の心配はないと思いますが、どのようなイメージですか。

<三井物産>

- ・ 具体的なイメージはありませんが、万が一の場合に備えての意見です。

## 2 県企業庁にて付保される保険の内容について

<実施方針 P.3 実施方針等に関する質問への回答 No.4 関係>

<三井物産>

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.4 の中で、「事業者にて付保する保険の詳細については、入札公告時にお示しする」とありますが、一方で、県企業庁にて加入される保険詳細についても、開示頂く必要があると思料いたします。その際、現オペレーションにおける保険詳細についても整理・開示頂けると幸甚です。

<県企業庁>

- ・ 従来から県企業庁では排水処施設に保険を付保していません。また、本件事業においても、県企業庁で保険を付保する考えはありません。(県企業庁においても保険付保の仕組みはありますが、今回の事業はこれに該当しないものであるため付保しないものです。)

## 3 法令変更及び不可抗力事由が発生した場合の対応及び契約などの変更に関する協議について<特定事業契約書(素案)第26、53、67、70条関係>

<三井物産>

### (1) 法令変更及び不可抗力発生時の事業者の事業継続に関する責務について

主に不可抗力等による施設損壊などで、施設がそのままの状態では運転できない状態となった場合、事業者はその修繕等にどの程度の金額・期間を要するか等に関し、県企業庁と協議した後に修繕等を開始することとなるのでしょうか。それとも修繕に要する金額・期間の度合いに関わらず、直ちに事業者が費用を立替えて修繕を開始する責務を負うこととなるのでしょうか。

このような事態が発生する可能性は高くはないと存じますが、入札書類ではこの点に関しても触れて頂きたく存じます。

### (2) 法令変更及び不可抗力事由が発生した場合の契約などの変更に関する協議について

実施方針等に関する質問への回答 No.101 にて、協議に関する合意が180日以内に整わない場合の費用負担に関しての記載があり、法令変更及び不可抗力が発生した際に事業を継続する場合には、第26条・第53条の規定が適用されるとの御説明がありますが、事業継続に要する費用を誰がどの時点で負担するかを明確化して頂けると幸甚です。

第67条・70条の「法令公布日/不可抗力発生日から180日…」に変えて、以下のような規定とすることも考えられるかと存じます。

～費用負担方法の一例～

法令変更及び不可抗力が発生した場合には、事業者は速やかに増加費用又は損害の金額を県企業庁に報告することとし、県企業庁は事業者からの報告を受けた後30日

以内に事業者からの報告に基づく負担を行うかどうか決める。なお、この期限は県企業庁・事業者双方の合意により変更できるものとし、増加費用又は損害の金額も、県企業庁・事業者双方の合意があった場合には変更できるものとする。

県企業庁は事業者からの報告に基づく負担を行うかどうか決めた場合には、事業者からの報告を受けた後 90 日以内に事業者に対し当該金額のうち事業者が負担すべき金額を控除した金額を支払うものとし、事業者は県企業庁からの支払が確認された時点で速やかに事業継続のため動を再開するものとする。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力への対応メカニズムを契約書の条文として整理することは非常に困難であるため、不可抗力への対応については、実施方針添付資料 6 にフローをお示ししています。流れとしては、まずは「応急措置」を実施し、並行して調査を行い、善後策を検討・協議するかたちとなります。( 県企業庁の基本スタンスは事業継続です。)

なお、協議の期間は S P C 側の調査も含めて 180 日としています。

< 三井物産 >

- ・ 180 日間の協議後は、速やかに復旧作業等に着手することになりますが、その時点では、予算の確約はなされていない可能性あると思います。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力により浄水場本体も運転を停止せざるを得ない場合は、排水処理施設の運転が停止してしまっても問題ありませんが、浄水場が運転可能な状態で排水処理施設だけが停止してしまった場合が問題です。
- ・ 御意見の内容については、現時点では明確化することは難しいと思います。

< 三井物産 >

- ・ 事業者として一番の問題は、県企業庁からの費用支払いのタイミングです。支払いが遅い場合には、相当程度の内部留保がないと対応が苦しくなります。

#### 4 大規模修繕の定義について< 特定事業契約書( 素案 ) 第 33 条関係 >

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書( 素案 ) 第 33 条に大規模修繕との記載がありますが、大規模修繕とその他の修繕の違いに関し御教示をお願いいたします。

< 県企業庁 >

- ・ 定義としては、長期修繕計画に従って実施する大規模修繕も「修繕」に含まれるものとしており、大規模修繕とその他の修繕を区別するつもりはありません。
- ・ 事業期間を考えた場合、機器更新は必ずあると思いますが、建物の大規模修繕を実施する必要はあるでしょうか。

< 三井物産 >

- ・ 鉄筋コンクリート造であれば、15 年目ぐらいに屋根防水のための修繕が必要かと思います。
- ・ 資本的支出と収益的支出の区分には影響ありませんか。

< 県企業庁 >

- ・ それは県企業庁内部での調整事項ですので、考慮して頂かなくて結構です。

5 基準金利の確定日 < 実施方針添付資料 8 関係 >

< 三井物産 >

- ・ 実施方針添付資料 8 の 2 ( 2 ) イ ( ウ ) では、基準金利に関し、6 ~ 10 年目・11 ~ 15 年目・16 ~ 20 年目のサービス購入料に関する基準金利として、各支払期間の 2 営業日前との記載がありますが、これらは以下のどちらと理解すべきでしょうか。

6 ~ 20 年目の間の 4 半期毎の各支払期日の 2 営業日前

6 年目・11 年目・16 年目の其々が開始する期日の 2 営業日前

< 県企業庁 >

- ・ です。

6 本件工事費等 < 特定事業契約書 ( 素案 ) 第 1 条 ( 49 ) 関係 >

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書 ( 素案 ) 第 1 条 ( 49 ) 「本件工事費等」の金額は、別紙 7 1 ( 3 ) のうち、新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息の金額と同額との理解でよろしいでしょうか。

- ・ また、割賦代金という表現は、割賦元本という表現に直した方が良いかと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、そのように理解してよいかと思いますが、支払利息を含むかどうかについては、再度整理します。( 再度整理した結果、本件工事費等に支払利息は含まないことにいたしました。 )

- ・ 表現については、入札説明書で整理します。

< 三井物産 >

- ・ 「本件工事費等」は契約解除時の県企業庁から事業者への支払額算出などでも使用されていますが、事業者の責に因らない契約解除時の支払額算出等の際には、事業者が資金調達先や維持管理業者などとの契約を解除する上でペナルティ支払い等が必要となるのであれば、その金額も含まれるべきかと考えます。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁の帰責事由による契約解除の場合は、必要に応じて損害賠償して頂いて結構です。

7 不可抗力・法令変更以外で関係者協議会での協議がまとまらない場合の対応

< 特定事業契約書 ( 素案 ) 関係 >

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書 ( 素案 ) には、不可抗力・法令変更以外にも関係者協議会で協議される項目や協議することのできる項目が記載されていますが、この協議が合意に至らない場合の記載がないものがあると存じますので、入札書類では協議が合意に至らな

い場合の結論を明示して頂きたくお願いいたします。

< 県企業庁 >

- ・ 協議が合意に至らなかった場合の記載がないものは、合意できるまで議論するという考え方です。(特定事業契約書(素案)別添「...関係者協議会の設置及び運営に関する要綱」第7条参照)関係者協議会は県企業庁とSPCが議論を尽くすための場であると考えており、関係者協議会で合意に至らなかった場合の記載がないものについては、最終的には訴訟等の法手続きに移行することになります。

8 業務報告書等の記載項目について<特定事業契約書(素案)第45条関係>

< 三井物産 >

- ・ 事業者が業務日報・業務報告書・業務総括表・業務年報を其々県企業庁に提出することになっており、業務日報の内容は関係者協議会での協議で決める旨が記載されていますが、業務日報・業務報告書・業務総括表・業務年報の内容により、それに対応するための人員・設備等が変動することが考えられます。よって、入札書類ではこれらの内容を概ね記載して頂き、事業者がこれら業務に必要な資源を計算できるかたちとして頂きたいと存じます。

< 県企業庁 >

- ・ 提案内容により異なってくる部分もありますので、詳細な部分までは提示できませんが、県企業庁として求めるデータ等については提示できると思います。

9 契約解除時の県企業庁の支払いタイミング<特定事業契約書(素案)関係>

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書(素案)第56条2・第57条2・第58条3・第59条・第60条などに、契約解除の際の県企業庁から事業者への支払として「本件工事費など相当額の残額を一括して支払う」旨が記載されていますが、契約解除から一括支払までの期間等を定めて頂きたくお願い致します。

< 県企業庁 >

- ・ 細かく規定するとすれば180日間を目安として、協議後に支払うというかたちになるかと思います。

< 三井物産 >

- ・ 県企業庁がSPCからの請求書を受領してから何日以内という規定ではどうですか。

< 県企業庁 >

- ・ 難しいと思います。

< 三井物産 >

- ・ 県企業庁とSPCとの間で、基本的な合意がなされてから何日以内という規定ではどうでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ それなら検討の余地はあります。

## 10 オペレーションマニュアルその他の書類の内容について

< 特定事業契約書（素案）第 61 条関係 >

< 三井物産 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答 No.97 にオペレーションマニュアル等の説明がありますが、事業者は契約が終了した場合には、いかなる時もこれら書類の全てを県企業庁に引渡すことを義務付けられるのでしょうか。仮に義務付けられるのであれば、引渡す義務のある書類及びその記載内容を入札書類にて明示して頂く必要があると考えます。（オペレーションマニュアルという表現だけでは、内容のレベルが統一されないと思います。）

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、契約終了後に、県企業庁が直営（委託）で排水処理施設を運転するのに十分な施設全体にかかわるマニュアルということになります。

< 三井物産 >

- ・ 少なくともキーポイントは明示して頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 個々の設備ごとのマニュアルは施設の引渡し時に、修繕履歴等は事業終了時（契約終了時）に引渡してもらうということでも良いかと思えます。

< 三井物産 >

- ・ オペレーションマニュアルの内容を、提案事項としても良いかもしれません。

< 県企業庁 >

- ・ 維持管理計画書の一部として、竣工図面と同時に提出して頂くこととしても良いかもしれません。

< 三井物産 >

- ・ それでも良いと思います。

## 11 新設施設の完成検査・完工確認・引渡しの条件について

< 特定事業契約書（素案）第 27～30 条関係 >

< 三井物産 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第 27～31 条によりますと、新設施設の完工及び引渡しは以下の流れとなります。

事業者の費用負担による完成検査

運営に必要な一切の許認可取得、運営体制の確保

試運転の実施

完成届の提出

県企業庁による完工確認

完工確認通知書の交付

目的物引渡書の交付、引渡し、所有権の移転

施設の完成を確認する「完成検査」及び「完工確認」は、事業者から県企業庁への新設施設引渡しの条件として非常に重要であり、契約条件として明確にしておくべき

ものと考えます。そのために次の点について御確認頂ければ幸甚です。

ア「完成検査」「完工確認」の用語の定義

「完成検査」及び「完工確認」の定義を御教示頂きますようお願い申し上げます。

イ「完成検査」「完工確認」の条件規定

完成検査の段階は試運転の前ですので、特定事業契約書（素案）第27条の3に記載されております「新施設設の性能が充足されているか否か」については、現実には確認不可能と考えます。また、完工確認のための試運転の条件は、事業者の見積金額にも影響するため、上記で定義された内容に基づき、下記に関しては協議会ではなく契約条件として規定すべきと考えます。

- ・ 完成検査：性能確認項目と条件
- ・ 完工確認：試運転実施期間、性能確認の方法（例：2,500ds-t/月の脱水ケーキ発生への対応）、データの測定方法

ウ 試運転中の用役及び発生した発生ケーキと返送水の取扱い

試運転に使用する電力、用水、ガスなどの用役の費用は、県企業庁の負担と考えてよろしいでしょうか。御確認ください。また、試運転中に発生した脱水ケーキ及び返送水の取扱いについて御教示ください。

< 県企業庁 >

- ・ 「完成検査」及び「完工確認」の定義については、別途検討します。
- ・ 事業者が実施する完成検査においても試運転が必要であれば、事業者の責任及び費用で実施してください。
- ・ 試運転にかかる費用負担については、SPCの負担と考えてください。

また、試運転中に発生した脱水ケーキについては、事業者の責任で廃棄物として処分もしくは事業期間での再生利用対象としての処分を、返送水については、浄水場に返送してください。（なお、第29条の試運転は、県企業庁への引渡しのための試運転ですが、この試運転と廃掃法上の許可に係る試運転との関係については、所管室課に確認しないと分かりません。）

< 三井物産 >

- ・ 試運転が必要か否かで費用的にもかなり違ってきますので、これが明確にされておられませんと提案ができません。（少なくとも要求項目は明示してください。）

< 県企業庁 >

- ・ 完成検査項目の詳細については完工確認項目との整合を図るため、契約後の協議により定めることとしていますが、検査の確認項目については、特定事業契約書（素案）第29条第3項に記載のとおり、新施設設の性能が充足されているかということです。
- ・ なお、当該協議があることも踏まえて、事業スケジュールを考えてください。

< 三井物産 >

- ・ 実際には、完成検査を実施していても、県企業庁による完工確認が済むまでの間は、完成検査は済んでいないのと同じです。（SPCは建設会社に検査済証を交付できないと思います。）完成検査と完工確認を別々に実施することとしている趣旨が分かりません。

< 県企業庁 >

- ・ 実施主体及び目的が異なることから別々の実施を規定しています。
- ・ 基本的には、廃掃法の許可関係を中心にスケジュールを組んでください。